

廃校後の跡地・施設の開放に係る基本計画 (出丸小学校、小見野小学校)

区分	財産区分	開放年月日	管理体制	休業日	利用時間	開放目的	利用団体(想定)	使用料	備考
校舎	普通財産	平成30年 7月1日  4月から3 ヶ月の準備 期間を経て	町職員を配置 [維持管理(施 錠、点検、修繕 等)、開放(利 用者の受付、設 備貸出等)に かかる要員]  ※1、2参照	毎週1回 (月曜日) 祝日 年末年始	午前9時 ～ 午後9時	・試行的開放による 施設の活用効果の 検証  (生涯学習の推 進、地域住民の自 主的な活動及び交 流の促進や福祉の 増進などの観点か ら)  ※3参照	・公民館利用団体 ・自治会など  (全町的な利用を想 定。団体利用を基本 とするが、個人的な 利用も検討)	なし	試行的に施設開 放するための要 綱の制定する予 定  効力については 時限的な取り扱 いとする。
体育館	行政財産	平成30年 4月1日			午前9時 ～ 午後9時	・地域のスポーツ、 レクリエーション 活動の場の確保  ※3参照	・スポーツ団体 ・レクリエーション 団体	納付 減免あり	施設を開放する ための条例の制 定する予定  効力については 時限的な取り扱 いとする。
グラウンド	行政財産	平成30年 4月1日			午前9時 ～ 午後9時	・地域のスポーツ、 レクリエーション 活動の場の確保  ※3参照	・スポーツ団体 ・レクリエーション 団体	納付 減免あり	

※1 職員が、地域や利用団体の協力のもとに、校舎、体育館、グラウンドを一体として管理する。

※2 特に、体育館鍵の施錠、日常清掃(床掃除など)、除草作業等について、地域や利用団体の協力を求める。

※3 避難所として利用が可能になるような管理を図る。